

平成25年10月21日
平成25年10月21日

平成25年第7回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第80号

平成25年第7回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年10月7日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 期 日 平成25年10月21日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議事件

議案第80号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第81号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第4号）

議案第82号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）

南部町告示第83号

平成25年10月21日召集の第7回南部町議会臨時会に付議する案件を次のとおり追加する。

平成25年10月16日

南部町長 坂本 昭文

記

1. 追加付議事件

議案第79号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○開会日に応招した議員

白 川 立 真君

三 嶋 義 文君

米 澤 睦 雄君

板 井 隆君

植 田 均君

景 山 浩君

杉 谷 早 苗君

細 田 元 教君

石 上 良 夫君

井 田 章 雄君

秦 伊知郎君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

青 砥 日出夫君

○応招しなかった議員

なし

平成25年 第7回(臨時) 南 部 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成25年10月21日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成25年10月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事日程の宣告
 - 日程第4 議案第79号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第80号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第6 議案第81号 平成25年度南部町一般会計補正予算 (第4号)
 - 日程第7 議案第82号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算 (第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事日程の宣告
 - 日程第4 議案第79号 南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
 - 日程第5 議案第80号 南部町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程第6 議案第81号 平成25年度南部町一般会計補正予算 (第4号)
 - 日程第7 議案第82号 平成25年度南部町水道事業会計補正予算 (第2号)
-

出席議員 (14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君

13番 真壁容子君

14番 青砥日出夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 唯 清 視君 書記 ----- 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 坂 本 昭 文君 副町長 ----- 陶 山 清 孝君
総務課長 ----- 加 藤 晃君 財政室長 ----- 三 輪 祐 子君
建設課長 ----- 頼 田 泰 史君 上下水道課長 ----- 谷 田 英 之君
産業課長 ----- 仲 田 憲 史君

午前10時00分開会

○議長（青砥日出夫君） おはようございます。これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成25年第7回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、石上良夫君、10番、井田章雄君。

日程第2 会期の決定

○議長（青砥日出夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 議案第79号

○議長（青砥日出夫君） 日程第4、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） おはようございます。議案第79号について御説明いたします。南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。

次のとおり南部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例改正でございますけれども、固定資産評価審査委員会の委員定数を条項が3名という規定がない中で、これまで3名ということをしてきました。法令の中では、地方税法423条第2項によりますと3名以上ということになっておりまして、詳細については条例で定めるということになっておりましたけれども、町条例のほうの制定がされないまま3名ということをしていたようでございます。これを今回改めまして、3名として明らかにしたいというものでございます。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第79号、南部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを採決いた

します。

議案第79号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第80号

○議長（青砥日出夫君） 日程第5、議案第80号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。議案第80号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

南部町固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

住所、氏名、生年月日の順に読み上げたいと思います。南部町高姫836番地、小早川徹栄、昭和17年12月13日生まれでございます。南部町上中谷2011番地、田邊元史、昭和26年12月6日生まれでございます。南部町東上1579番地、田邊登、昭和30年3月20日生まれでございます。以上、3名の方を新しく固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、現委員の任期は平成25年の11月21日までとなっております。今回御選任いただきます委員さんの任期は平成25年11月22日から3年間ということになっております。

さらに、小早川委員、田邊委員さんについては再任でございます。田邊登委員さんについてが新任ということでございます。前任は、影山忠委員さんにお世話になっておりました。ということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の固定資産の評価審査委員の選任については、地方税法の423条3項の規定によるというふうに書かれています。地方税法の423条の第3項には、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固

定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するというふうに書いてあります。ここでお聞きするのですが、先ほど提案された3名の方については、この3項のいわゆる納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちからというふうに書いてあるんですけども、どういう理由で選ばれたのかというのを説明してください。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。小早川委員さん、田邊元史委員さんについては再任でございます、引き続きお願いをするということでございます。新しくお願いいたします田邊登委員さんにつきましては、もちろん納税義務者でもありますし、学識経験もあるということでございますが、特に税務課のほうで長い間勤務して固定資産の関係していただいております、そういう面での経験は十分お持ちだということに判断いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 異論があつて聞くわけではありませんので、最初の2名については今回3年になるということで、この両氏についてはどちらというふうにこちらが理解したらいいんでしょうか。市町村納税義務がある、それと、学識経験者として入っていただいているということで理解していいのですか。新任の方についてはわかりました。あとの2名については前回からの引き継ぎだということだそうなんですけれども、どういう理由で……。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。まず小早川様につきましては、平成19年の11月から委員になっていただいております。この方は、前は役場の職員でございまして税務課の関係も経験されているということでございますので、これは経験のほうでということになります。

田邊元史さんのほうは平成15年7月から、旧町時代からでございますがしていただいております、この方は特にそういう職場の中で税務経験がございませんので、納税者のほうという形でお願いしたと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、この南部町固定資産評価審査委員という方々のお仕事について、具体的にどんな仕事をなされるのでしょうかということをお尋ねしたいんですが、といいますのは、先ほどのゆうらくの土地の売却問題がありまして、いろいろ固定資産の評価がこの議場でも問題になりましたけれども、こういう固定資産の評価をこの方々はどのように責

任を持たれるのだろうかという質問であります。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。固定資産評価審査委員は、評価を決めるものではございません。これは5月に税のほうで固定資産の賦課をするわけですが、それから異議の申し立てがあった場合に、その異議の申し立てに対して審査をする。その妥当性とか、そういうところを審査するものでございますので、ほとんど今まではなかったんですが、ことし1件ございました。それがなければ、特に評価を決めたり、そういうことをする人ではございません。以上です。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論を終わります。

これより、議案第80号、南部町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

議案第80号は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第81号

○議長（青砥日出夫君） 日程第6、議案第81号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長です。

議案第81号

平成25年度南部町一般会計補正予算（第4号）

平成25年度南部町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196,996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,235,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年10月21日

南部町長 坂本 昭文

平成25年10月 日

決 南部町議会議長 青 砥 日出夫

3ページをお開きください。地方債の補正でございます。変更でございますが、起債の目的でございますが、農林水産業施設災害復旧事業、現在の限度額3,290万円を7,240万円とするものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業、現在の限度額3,200万円を7,190万円の限度額に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

そういたしますと、歳出のほうから御説明いたしますので、7ページのほうをごらんください。まず、歳出でございます。今回の補正予算でございますけれども、金額につきましては農地、農業用施設につきましては査定前の計上となっております。これから査定がありますので、査定前の金額で計上いたしております。林につきましては査定済でございます。公共土木におきましては査定終了、これは7月の15日のものについては査定が終わっておりますが、そのあとの豪雨につきましては査定がまだ終わっておりませんので、その分につきましては査定前で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、10款、1項、1目農地災害復旧費でございます。1,773万5,000円を追加いたしまして、4,518万7,000円とするものでございます。これは農地災害復旧事業の補助事業の関係でございます。

2目農業用施設災害復旧費でございます。2,144万7,000円を増額いたしまして、3,494万9,000円とするものでございます。これは農業用施設災害の復旧事業に要します工

事費でございます。これも補助でございます。

3目林業施設災害復旧費でございます。3,006万3,000円を増額いたしまして、4,506万5,000円とするものでございます。主なものといたしましては工事請負費でございますが、林道災害の復旧事業に係ります補助の復旧事業に係ります工事費でございます。一部、公有財産の購入費等もでございます。

それから、4目農地等小災害復旧事費でございます。2,436万5,000円を増額いたしまして、2,436万5,000円とするものでございます。これは補助にならない小規模な災害等の復旧に充てるものでございます。農地等の災害復旧事業2,376万5,000円ですが、これは負担金補助及び交付金として個人でされます分につきまして負担金等で支払っていくものでございます。農業水路等災害応急対策事業ですが、これは一時的な応急修理のためにしたものに対しまして補助を行うものでございます。

10款、2項、1目道路橋梁災害復旧費でございます。4,967万9,000円を増額いたしまして、7,173万1,000円とするものでございます。主なものといたしましては、工事請負費で4,947万9,000円。内訳といたしまして道路橋梁災害復旧事業、補助でございますが4,202万9,000円、それから、単独のほうでございますが765万円でございます。

次、8ページでございますが、2目河川災害復旧費でございます。5,370万7,000円を増額いたしまして、6,370万7,000円とするものでございます。これは河川の復旧に係ります補助災害のものでございます。主に工事請負費ということで、5,325万4,000円でございます。

5ページのほうにお戻りください。歳入のほうを御説明いたします。12款、1項、1目農林水産業費分担金でございます。587万7,000円を増額いたしまして、1,248万9,000円とするものでございます。これは災害復旧に係ります個人の方に負担していただくものでございます。今回、災害査定は終わっておるわけでございますが、まだ正式な補助率が決まっておきませんので現在15%で計上させてもらっておりますので、よろしく願いいたします。

次、14款、1項、2目災害復旧費国庫負担金でございます。6,345万4,000円を増額いたしまして、6,345万5,000円とするものでございます。これは公共土木の関係の災害復旧に係ります国庫の負担金でございます。これは66.7%で計算しておりますので、よろしく願いいたします。道路橋梁災害のほうで2,789万9,000円、河川災害のほうで3,555万5,000円でございます。

15款、2項、4目農林水産業費県補助金でございます。249万5,000円を増額いたしまして、1億7,477万2,000円とするものでございます。これでございますが、しっかり守る農業基盤交付金ということで、これは町のほうが負担します金額の50%を県のほうからいただきますので、その分でございます。

6目の災害復旧費補助金でございます。3,985万4,000円を増額いたしまして、3,985万7,000円とするものでございます。これにつきましては、農地災害復旧ということで643万9,000円、農業用施設災害の復旧のほうで1,394万円、林道災害のほうで1,947万5,000円でございます。

それから、19款、1項、1目繰越金でございますが、歳入歳出の不足分に当たりますものを591万6,000円増額いたしまして、4,482万4,000円とするものでございます。これは歳入歳出の不足分を繰越金で充てるものでございます。

21款、1項、6目災害復旧事業債でございます。7,940万円を増額いたしまして、1億4,430万円とするものでございます。内訳といたしましては、農地補助災害復旧事業債として860万円、それから、施設災害のほうといたしまして420万円、林道の補助災害のほうといたしまして950万円、農地等小災のほうで1,720万円でございます。それぞれ、充当率につきましては農地債のほうが90%、それから農業用施設も90%、林道のほうも90%、小災の場合は80%でございます。

はぐっていただきまして公共土木のほうでございますが、公共土木施設災害復旧事業債のほうで3,220万円、公共土木施設の単独のほうで770万円でございます。これは充当率はいずれも100%でございます。

最後に9ページのほう、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。今回、変更になりますのは、2の災害復旧費でございます。当該年度中起債見込み額、現在6,490万円でございますが、これを1億4,430万円とするものでございます。それに伴いまして当該年度末の現在高見込み額は7億419万7,000円となるものでございます。それに伴いまして合計額が変わっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 補正予算の事業別説明資料のところでお聞きいたします。まず、

1点目が、説明聞いてわからなかったのかもしれませんが、4ページ、新規、農地等災害復旧事業についてです。これの予算の立て方で1つわからないのは、予算書の7ページのところに出てくる歳出で、農地等小災害復旧費というのは、いわゆる40万未満の分を自己負担15%でやりましょうということなんですけども、ここに出てくる一般財源の467万というのは、上から見たときです。これ自己負担分、いわゆる受益者負担分のことを指しているんですか。ちょっとよくわかりません。いわゆる補助事業での財源内訳だとわかるんですよ、国、県、支出金、地方債、その他というのが自己負担分ですが、今回の小災害の分の一般財源467万というのは個人負担分かなと思っているんですけど、そうではないんですか。ちょっと意味がわから……違うんですか。ということは、違うとすれば個人負担分は出てこないということだね、その説明。467万というのがこの補助金の全部の金額で、ここで言えば補助事業ではないから、単独事業だから個人負担分は予算には出てこないというふうに解釈すればいいということなのか、そのことの質問が1つね。

それと、これはいわゆる補助事業とも関連してくるんですけども、この小災害の分は40万以上の分は自己負担だというふうに書いてありますよね。そこで対応策としての予算見積もりわかるのですが、この間、補助事業と比べても今回の小災害のほうがはるかに件数が多いわけですよ。40万を超してるところも結構出てきているのではないかと。その件数と、40万以上を工事して40万円以上を全額自己負担しているという件数がどれくらいだと把握しているか、この件数がわかりますか、それを教えてください。それについての考え方ですけども、これは町長にお聞きするのですが、いわゆる激甚指定を受けることによって今回の予算では15%としているけれども、これははるかに下がってくる可能性があるわけですよ。被災した住民から見れば、自己負担がどうなるのかというのは一番大きな問題になってくるわけです。町の言い分とすれば、40万以上は普通は補助事業にかけるんだと、ところが、これではお金たくさんかかり過ぎて、そこまで行かなくても自分ところで直すと、自分ところ自分で発注して直すというやり方のほうがいいのではないかと、こう言ってたんですけども、このときに40万以上の部分は自己負担ということにすれば選ぶ側とすれば非常に大変だし、選ぶほうから見たら補助事業に乗ろうが乗るまいが自己負担がどれだけかというのが一番心配になってくるわけですよ。その点から見たら、制度的には考え方として説明が成り立つかもしれませんが、住民が負担していく段においては、40万円以上超えた分は自己負担になるというのは、補助事業から比べたら負担の仕方としては不公平感が出てくるのではないかとというふうに感じるわけですよ。実際、そういう相談も受けているわけです。40万超えた分も含めて15%にしてくれへんかと。もしこういうことをすれば、

町があとお金幾ら用意すればこういう期待にこたえられるのかということをやっと出してほしいんですよ。そのために40万以上はどれぐらいあったかと聞いてるんですけども、この考え方について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。まず、一般財源の467万と、これの中身ということでございますが、真壁議員の御質問の中でありました個人負担というものではございません。あくまでも補助金として支援をしたいという考えでございますので、個人の負担を徴収をいただくというものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、40万以上の件数ということでございますけれども、これから実際に申請をしていただくという状況であります。具体的には40万円以上の見積もりを御提示をいただいている件数も何件かありますけれども、40万円以上のものというのは非常に数としては少ないものであります。逆に13万円以下の本当に小さな被災、そういったものが我々が今の段階で確認いたしますものについては、そういったものが非常に多いというような状況でございます。

それから、40万円以上の自己負担についても85%の補助ということでございますが、前段でも御説明させていただきましたように、あくまでも40万円以上のものにつきましては公共事業の対象ということであります。それ以下のものについて町の単独の復旧事業という、この新しい事業をこのたび設けまして被災の箇所、農地、農業施設を復旧をさせていこうというものでございますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 考え方についてわかりました。これからの質問も先ほどの小災害復旧費のところですよ。1つ知りたいのは、40万を限度として自己負担を15%すると。私は、今回被災に遭われた住民の方々が町内で、そしたら、総額どれぐらいの負担するかというのは、具体的には2,792万5,000円の15%、こういうふうに見ていいわけですか。それが住民の負担になると、そういうふうに見ていいんですか。言ったら、2,792万5,000円から2,373万6,250円補助金を引いた額が、これが住民の負担しているお金になると、今回15%分はここで見ればいいわけですね。私、今回の災害について住民がどれぐらい負担しているか知りたいんですよ。その考え方でよければ、今回の災害については町全体では418万8,750円ぐらいの住民への負担があると、こういうふうに見ていいのかということです。言いたいのは、一般質問でも植田議員もしたと思うんですけどね、なるべく自己負担を少なくしていくような方法がいいのではないかと、この418万8,750円だと。

先ほど言ったように40万を超えた分が多くないと言ったんですけども、金額としてはつかめませんか。金額としては、40万を超えた分を85%補助したら、一体、町がどれだけ金持ち出すのかというのは試算してくれませんか。町長、全体から見て、今回大きな工事についても町の負担ですね、確かに起債等もするけれども、大分緩和されるわけですよね。そういう点から見たら、今回、小災害等についても住民負担を軽減させるための、40万円以上超えた分も負担は15%でいいよというふうに広げることができないかということについて、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。住民の皆さんの負担はいかにということでございますが、事業説明書に書いてございますけれども、農地等の災害復旧事業で事業費が2,792万5,000円でございます。これの85%が2,373万6,250円ということでございます。それと合わせて応急のほうも事業費として120万、そのうち補助が60万ということでございますので、この相差がとりあえず予算、私どもが試算をいたしました予算上では住民の皆さんの御負担ということでございます。ただ、これから、今月末から文字放送とか防災無線でまず皆さんに御周知を図って、それから、来月の始めの文書配布のほうで皆さんのほうにもう一度周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。そういったことも踏まえて、これからそういった形で申請をされる方々もあろうということで、そういった部分を踏まえて予算計上のほうをさせていただいております。具体的にこの相差が住民の皆さんの御負担ということでは、今の段階ではこの数字ということでは確定はできないのかなというふうに思っております。

それから、40万円以上の住民の皆さんの御負担の試算ということでございますが、現段階では40万円の件数もまだ不確定要素が多分でございますので、現段階ではちょっと試算ができないという状況でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。いわゆる40万円を超えた部分について15%で自己負担をやったらどうかということでございますが、制度的には40万円を超えた場合には公共債にかかるという、いわゆる国費のついた災害復旧事業で対応するという仕組みになっておりますので、そこでこの提示をしているわけでありまして、40万円を超えた場合は15%、40万円以下でも15%の負担で工事ができるように今回ようやく調整をしたわけでありまして、例えばこれが100万円ぐらい結果としてかかったというようなときに、公共でいわゆる

災害復旧で直せば15%で済むわけですけれども、40万円までは15%、それから超える部分については町のほうで面倒見るといようなことをやりますと、結局、説明にも何も始末がなかなかつかん、住民の皆さんもかえって迷われる、どっちを選択したほうがいいのか、有利なのか、なかなかわからんということだろうと思います。今、産業課のほうで現地を業者のほうに見ていただいて、大体の見積額というものを把握するようにしていただいております。そういうものを状況を見て、これは国の公共の災害復旧事業で修繕したほうがいいのか、復旧したほうがいいのか。あるいはわずかなことなので、この単独の補助事業で災害復旧したほうがいいのか、そういう御判断をいただくということでありまして、そういう丁寧な対応はしたいというように思っておりますけれども、どこかでやっぱり線を引かせんと説明もつきませんし、かえって農家の方が迷われるようなことになるのではないかと考えておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというように思っております。あんまり現場で混乱が起きないように対応したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。ちょっと二、三教えていただければと思います。

まず、先ほどの説明資料ですけれど、1ページです。まず、公共債。要は、40万円以上の農地の復旧にかけての予算なのがあるわけなんですけれど、これが今現在、地元負担が15%ということになっています。これ激甚災になって15%がもう少し和らぐじゃないかなというように、前は説明を受けたと思うんですけれど、その辺の状況について教えていただきたいことと、それから、先ほどの4ページです。先ほど町長からも説明がありましたように、40万円以上については公共債ということで建設債の事業、それから、40万円以下については町単独で、これについては本当にすばらしい英断をしていただいたと。特にこれから中山間はどんどん荒廃がふえていく中で、こういった町単独でしていただいたということは、非常にありがたいお話だというふうに思っております。これはやはり若干なり自己負担があるのは当然であって、本来でしたら40万円以下ですと全部自分がしなくちゃいけないところを15%の負担、それ以外は町の単独でしていただけるということで、非常にすばらしいこの事業を考えていただいたというふうに思っておりますけれど、その中で、復旧事業について農地が80カ所、それから、農業施設が50カ所ということで出てますけれど、前にも説明があつてちょっと忘れてしまいました。これ全体でいうと何%ぐらいの申請があつたのかということ、それぞれ農地と農業施設で教えていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。農地80カ所、農業施設50カ所、合計130カ所ということでございますけれども、現段階におきましては、まだこちらのほうで把握をいたしております件数並びに、それから、建設課のほうから被災をされた箇所、そういったもので件数としてはある部分押さえておるものもございましてけれども、実際、申請という段になりますとこれからというようなことになりますので、申請の件数ということでは、今、具体的なものはございません。ただ、今申しましたように、私どもで聞き取りをして把握をしているもの、それから、建設課サイドで把握をしたもの、それを合わせて、なおかつこれからさらにお手がもしかしたら挙がるかもしれないと、そういったものも含めてこの80と50という数字を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。先ほど激甚災になった状況を教えてくれということの質問がございましたけれども、今のところはまだ定まっておりません。大体、12月を見て、それから大体1月、2月のあたりで例年決まりますので、そのように御承知ください。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。現段階で、私どもで把握をいたしております災害の箇所数ですが、農地で59カ所、それから施設で38カ所であります。したがって59カ所ということでございますので、41%の今災害の箇所数、それと施設では58%というような状況を把握をいたしております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。先ほどパーセント聞きましたけれど、やはりそれだけのまだまだ災害がまだそれ以上にあるという、小規模災害があるということですので、今まで通信費も2回予算が見てあって、こういったことで周知はしていただいていると思うんですが、さらに周知をしていただきたいことをお願いしておきたいと思っておりますし、それからこうやって見ますと、要は、1ページと4ページのつながり、要するに建設課と産業課のつながりというのが非常に町民の方にとっては大切な部分だと思いますので、その辺の連絡徹底をしていただきたいことと、それに対する対応とか、そういった策はどのように対応しておられるのか、再度聞きたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。建設課並びに産業課の連携ということでございますが、農地、農業施設を復旧をしていくという思いは、当然、2つの課一緒でございます。逐次お互いの現状を申請の件数、あるいは現場の復旧状況、そういったものを逐次情報を共有しながら進捗状況を把握をし、被災の農地、農業施設、そういった完全なる復旧に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私、今回の大規模災害で200カ所を超える災害が出たわけですけども、中山間地域の本当に農業をこれから実際、再建できるかという、本当に厳しい中での町の支援はどうあるべきかということは、今、本当に切実に問われていると思っております。役場は町長を先頭に地域の皆さんの願いをまず聞くことから出発せんといけんじゃないかと、私はそのことをすごく思うんです。今回の40万以内の復旧対策ということを出されたことは一定評価はするんですけども、大島の大雨など最近起きてますが、また同じことを繰り返すことも全くないとは言えないわけですし、本当に災害に強い農業を本気でつくっていくということを考えていく必要があると思っております。ぜひ私は、町長に住民の皆さんと膝詰めで、これからの中山間農地を守るということをやっていただきたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたびの7月15日の大雨、そして、災害については大きな被害を受けられましたので、お見舞いと同時に地元の皆様方の激励や、それから願いや、今後の復旧方針というようなこととお話をするために、集落のほうへ出かけて懇談会を持たせていただきました。そういう中で、従来の災害に対する町の方針ということではなかなか農家の皆さん方の再建の意欲といたしまししょうか、そういうことで届かないのではないかとこのように判断をいたしまして、今回新たに議会のほうからも強く御要請もございました。そういうことを総合的に判断をして、15%の負担で基本的には全部直るといような施策を講じたわけございまして、御指摘になるように地元の人々の願いを聞いた結果、こういう提案をさせていただいておるといように御理解をいただきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、鳥取西部地震で私の住んでおりました家を被災いたしました。当時の知事の決断で復興を支援していただいて家を再建することができたんです。これは被災住宅を取り壊し、撤去は全額公費で見ていただいて、再建のための融資を300万、3

年据え置きで無利子で受けることができたんです。本当にありがたかったです。私、こういういつ起こるともわからない災害に、最初も言いましたけれども強い施策、防災を含めた農業施策をより進めていくということで、本当にその強化を求めたいんですよ。今回の災害復旧債は1,443万円、当該年度の起債が1,400万程度なんですよ。これに対して後年度の交付金が100%から80%の間で後年度の交付税算入があるわけですね。ですから、もっと思い切ったことをできるんじゃないかというのが私の考えなんです。ぜひ再考を考えていただきたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これでもまだまだ満足がいけないということではないかというようにお聞きいたしましたけれども、やっぱり行政には継続性というようなことも求められるというように思います。そういう継続性、以前は小規模災害などについては15%というような負担では全くなかった。ほとんど補助なしで対応していただいていたというようなことでございますので、今回の措置について御評価をいただきまして、こういうことで災害復旧して対応していただきたいと、このように考えております。

それから、農地は災害に強い農業というものをつくっていかなければいけませんけれども、今回のような場合にはやっぱりやむを得ないというように思います。今回、国が一定債というような採択、これ全国的にも非常に珍しいわけですがけれども、一定の区間を国の国費で全部直してしまおうと、こういう採択を受けることができました。川の横は全部農地になっておりますので、農家の方は全く負担なしで一定債という仕組みの中で復旧ができるというような、非常に有利な制度を使って支援をすることがたというように思っております、大きなそういう意味では成果もあったのではないかと思っております。

それから、どうしてもこの災害復旧にはかからない部分もあるわけです。これは農地は農地だけではなくて農道とか水路とか、そういうものとセットで考えないと成り立ちませんので、そういう農業用施設についてもしっかりと支援をしていこうということ。それから、災害復旧にかからないものについてポンプで取水なったり、あるいはパイプを引いて取水されたというようなものについても支援をするようにいたしております、100%全部すれば満足でしょうけれども、そういうわけにはいきません。15%の御負担で何とかお世話になりたいと、復旧して頑張っていたきたいということで御理解を賜りたいと、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑がないので、質疑を終結し、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第81号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

議案第81号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

日程第7 議案第82号

○議長（青砥日出夫君） 日程第7、議案第82号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、谷田英之君。

○上下水道課長（谷田 英之君） 上下水道課長でございます。議案第82号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成25年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中災害復旧費1,208万2,000円の財源に充てるため、企業債800万円を借り入れる。

収入。第1款収益的収入でございます。補正額は402万6,000円、これは補助金でございます。合計2億182万円。

支出。第1款収益的支出、工事費でございます。補正額1,202万6,000円、合計2億1,682万円。

企業債。第3条、予算第6条に定めた起債の災害復旧に対する起債中「限度額」を次のとおり補正する。起債目的は災害復旧費。限度額、補正前が700万、補正後は1,500万円。起債方法、利率、償還方法は、補正前に同じでございます。

13ページをお開きください。平成25年度南部町水道事業会計補正予算明細書でございます。収入。1款水道事業収益、2項営業外収益、4目国庫支出金、補正額402万6,000円。これは簡易水道施設災害復旧費国庫補助金でございます。合計2億182万円でございます。

14ページをお開きください。支出。収益的収入及び支出の支出でございます。1款水道事業費用のうち1目の原水及び浄水費の修繕費につきまして、1,022万9,000円補正をいたします。災害復旧費の水源施設として522万円、災害復旧費、導水管500万9,000円でございます。

2目配水及び給水費の修繕料、災害復旧費、排水施設185万3,000円、配水給水設備修繕費を5万6,000円減額いたします。合わせまして179万7,000円。

補正の支出合計1,202万6,000円、合計2億1,682万円でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） これで討論は終わります。

これより、議案第82号、平成25年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第82号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第7回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成25年第7回南部町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時01分閉会
